

令和4年1月31日

保護者の皆様

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苅弘美
(公印省略)

家庭における新型コロナウイルス感染症対応の一部変更についてのお知らせ

明日から2月を迎え、肌寒い日がつづきます。県内は、2月20日までのまん延防止等重点措置期間に入りますが、各家庭におきましては引き続き、新型コロナ感染拡大防止にご協力くださるよう、お願い致します。

県教育委員会の感染対策の変更に基づき、当面の間、対応について変更致します。ご理解とご協力をお願い致します。

※下線部は前回と変更のあった箇所です。

1 次のような場合は、必ず学校に連絡し、登校させないでください。(欠席扱いになりません)

- (1) 園児児童生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合、医療機関の確認のうえ再登校しますが、医療機関の受診がない場合は、発熱等の風邪症状がなくなり、72時間が経過した後に再登校します。
- (2) 園児児童生徒本人が、濃厚接触に特定された場合。
濃厚接触者に特定されPCR検査を受けた後、結果が陰性であった場合、7日間の自宅待機が必要になります。8日目に登校する事ができます。
- (3) 園児児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合。
- (4) 同居家族が、発熱等の風邪症状がある場合、その症状がなくなるまで。
- (5) 同居家族が、医療機関及び保健所から濃厚接触者として特定され、PCR検査を受け、その結果ができるまで。
- (6) 同居家族が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合。



※ 同居家族以外で、園児児童生徒が接触した人（祖父母等）の感染が判明したり、園児児童生徒が接触した人について上記（4）から（6）に該当したりする場合は、学校にご相談ください。

※ 新型コロナウイルスの感染状況に応じては、上記の内容の変更をする場合もございます。その場合は早急にお知らせ致します。

2 学校における新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等について

1月12日以降～当面の間

沖縄県の新型コロナウイルス感染急拡大により、学校PCR検査が非常に混み合い、検査を受検できない状況が生じています。保健所業務の逼迫により、家庭内感染等における濃厚接触者の特定にも遅れが生じている状況を受け、これまでの対応に変更があります。

〈感染者が、感染可能な期間に登校していて、他の人と接触があった場合の例〉

- ① 学級閉鎖がある場合は、感染者の最終接触日の翌日から5日間とします。
- ② 学校は、濃厚接触者の特定を行います。
- ③ その後、濃厚接触者のみに対して学校PCR検査を受検する手続きを行います。
- ④ 接触者の検査は行いません。不安がある場合は、各自で検査を受けるようお願いします。

※この措置は、当面の間のものです。変更がある場合は早急にお知らせ致します。